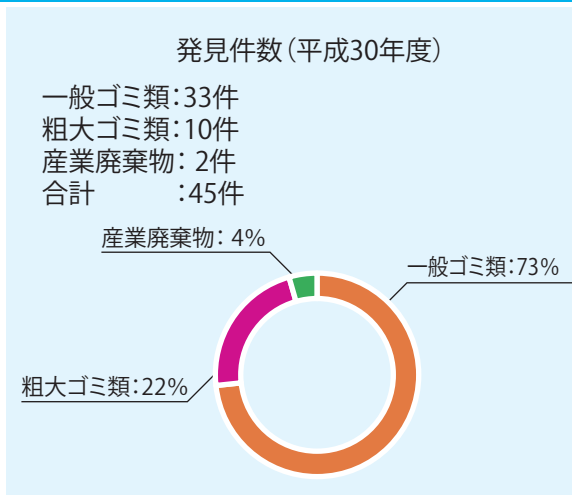


# 令和元年 川内川ゴミマップ(下流域①:薩摩川内市)



発見後処分したゴミの内訳

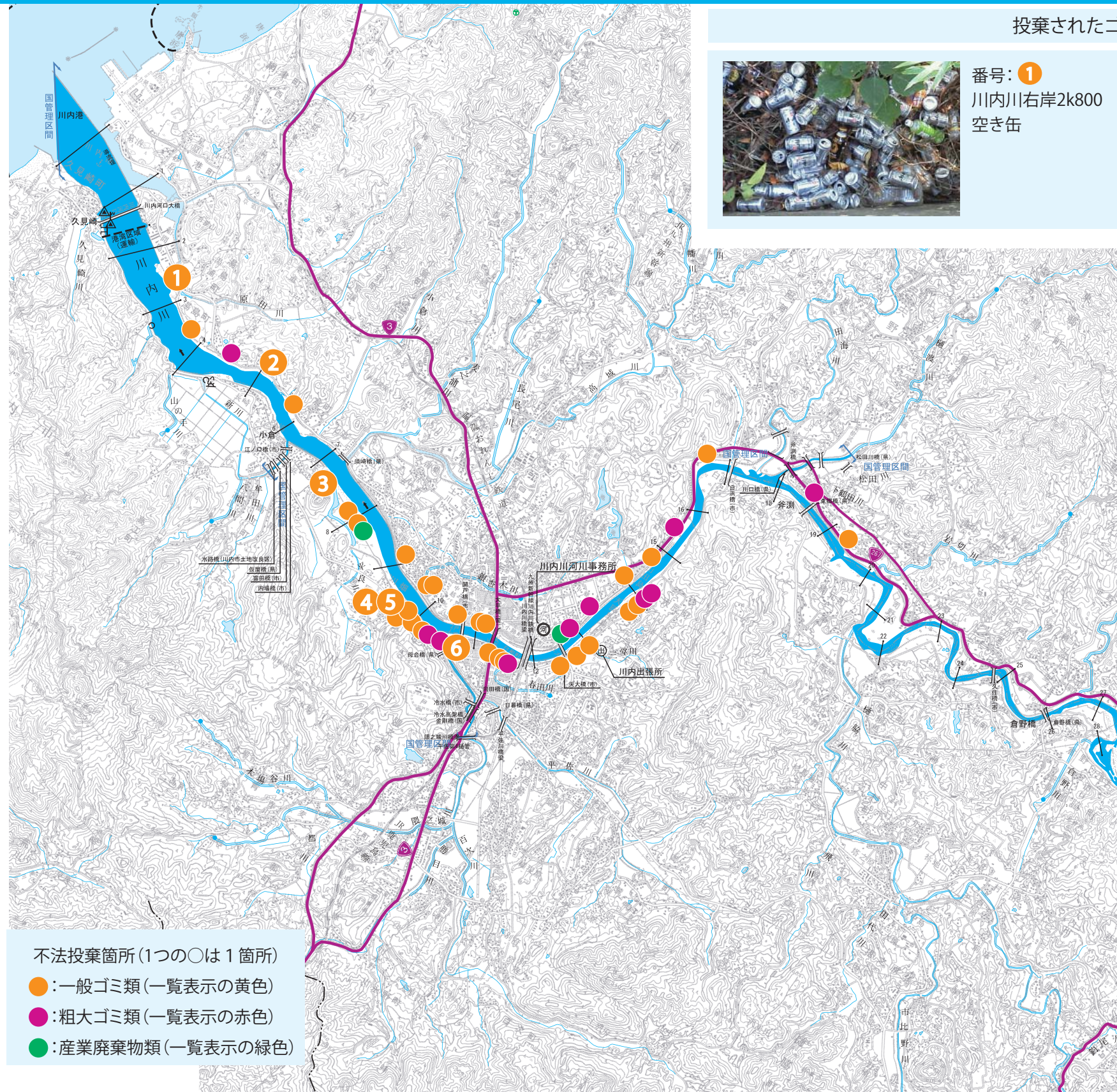
一般ゴミ類	
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	12.1袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	2.0袋
ペットボトル	1.5袋
空き缶・ビン類	1.2袋
※ゴミ袋は90Lを使用。	
粗大ゴミ類	
粗大ゴミ	6.0個
家電リサイクル法対象物	3.0台
家電製品	2.0台
産業廃棄物類	
建設廃材(土木・建築)	7.5㎡
工業廃棄物	1.0個・台
その他	
その他	2.2個

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①  
川内川右岸2k800  
空き缶



番号: ②  
川内川右岸5k000  
トタン・ビニール等



番号: ③  
川内川左岸7k200  
バッテリー



番号: ④  
川内川左岸9k800  
トレイ・ペットボトル



番号: ⑤  
川内川左岸9k800  
トレイ・空き缶



番号: ⑥  
川内川左岸10k600  
衣類

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

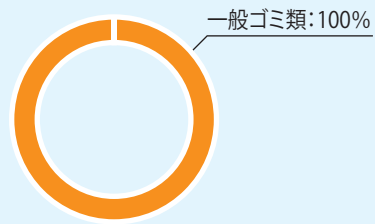
# 令和元年 川内川ゴミマップ(下流域②:さつま町)

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

- :一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
- :粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
- :産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

発見件数(平成30年度)

一般ゴミ類:5件  
粗大ゴミ類:0件  
産業廃棄物:0件  
合計:5件

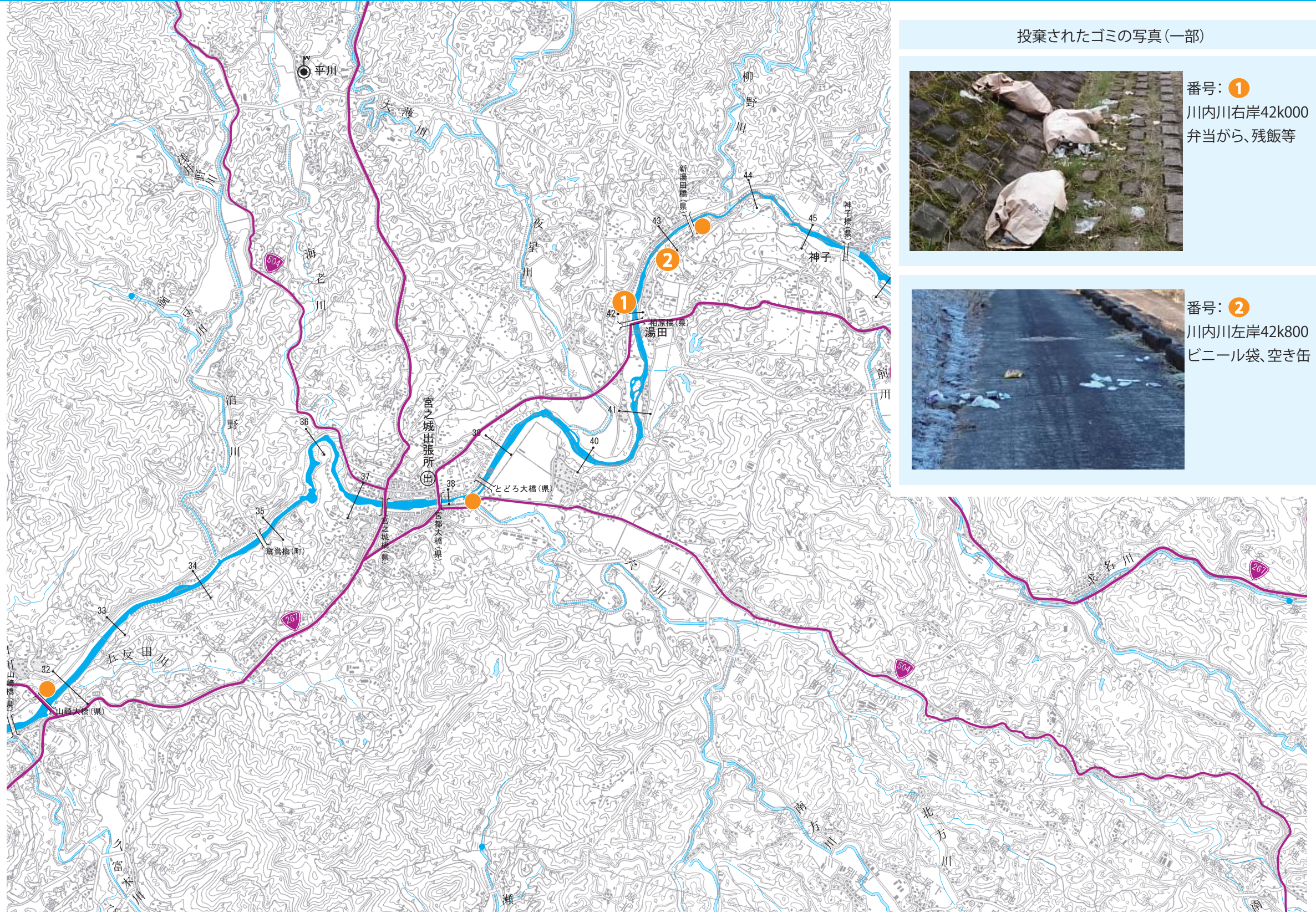


発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類  
 一般ゴミ(燃やせるゴミ) 3.0袋  
 一般ゴミ(燃やせないゴミ) 0.2袋  
 ペットボトル 0.1袋  
 空き缶・ビン類 0.4袋  
 ※ゴミ袋は90Lを使用。

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。  
 川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。  
 ・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①  
川内川右岸42k000  
弁当がら、残飯等



番号: ②  
川内川左岸42k800  
ビニール袋、空き缶

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)